

INSTRUCTIONS FOR ALIENS OF JAPANESE NATIONALITY  
LEAVING RELOCATION CENTERS

外部へ轉住する一世の遵守すべき注意事項

市民に非らざる統ての日本人は他の敵國外人と同等の待遇を享くるものあり  
轉住所當後は他の敵國外人と同様令衆國內を自由に旅行し得るものあり  
一勿論合衆國檢事の許可證を要し又檢事の指令に従ふべきものとす  
尤記事項は諸君に對する報導及び一般參考手引きホリ 熟讀の上疑惑の  
ある節は最寄りの令衆國檢事に問合はされ度し 檢事は快く協力を説明  
の勞をとるべし

一 各自は常に身分證明書(外人登録書)を携帶すべし

警察官又は係りの政府の官吏に該證明書の提示を求められたる時は快く  
之に應すべし 紛失せる場合は直ちに附近の令衆國檢事に其の旨を通知  
すべし

二 法規上の姓名のみを使用すべし 他の姓名使用の場合は使用前に令衆國  
檢事に許可證の請願をあすべし

- 三. 若し姓名、住所又は職業を變更せる場合は直ちにペシシルベニヤ州費爾の  
移民歸化局外人登錄課並にF. B. I. に變更の旨を通知すべし。各  
自の『身分證明書』に各自の通告すべき地方のF. B. I. の所在地は記載<sup>ス</sup>あり  
四. 大統領令に據り禁じられたるレデオ發受信機、短波レデオ受信機、寫  
眞器、鏡器及び其の他の禁制品の所有保管支配又は使用<sup>ス</sup>許されず  
五. 各官居留区域(市・町・村)外への旅行は許可證を必要とし、旅行七日前  
に最寄の合衆國檢事局へ出頭し、許可證の請願を立すべし。出頭  
不可能の場合はその理由を陳述し、請願書を提出すべし。緊急の場合  
に限り七日以前に許可證の下附あるべし。合衆國檢事は出發及び  
歸還の時日、旅行の目的、訪問地名記述の請願書を要求すべし。  
自己の居住地外にある場合は常に該旅行許可證を携帶すべし  
六. 総べての飛行機又は空中機による旅行と公衆に開放されざる又は接近  
を許されざるすべての公道、水路、空路、鐵路、地下道、公供施設(發電所

水源光電信電話類)又は建築木物へ立入り或は立寄りは許可されず。

七 檢事総長の指定により敵國外人に對し禁止されたる地域に立入り或は居留すべからず

八 商用にて數回の往復を要する場合は幾べてかかる旅行又は往復に對し  
單一の許可證を請願し得るものとす。然して商用の性質往復回数、  
往復の地名を記述しかる商用旅行の許可を請願すべし。許可され  
たる場合は合衆國檢事はかかる旅行の許可されたる旨を『身分證  
明書』に記入すべし。

九 外國旅行に關する取締法に據らずして合衆國より出國する事を得ず  
外國旅行取締法に關しては華府外務省に照會されたり

『記憶すべき事』

敵國外人の行動に關する布告令並に規定を遵守することに依り他  
の敵國外人と同様に行動の自由利権及び特權の行使を附與されむ

るものあり。若し故意或は故意にあらずして規定に違反したる場合は逮捕拘留又は戦時中監禁せられることあるべし。

不審の點ある場合は合衆國検事に問合せられたり

貴君にして若し宣言依りて放釋せられたる者(ペローリー)なるか、或ひは国外放逐の處分をうけたる(デポーテイー)者なる時は總このペローリー及びデポーテイーに摘要せらるゝ、一般法令に従はず。又検事総長に依りて發せられたるペロール令に含まるゝ特別の訓令を遵守せねばならぬものなり。

War Relocation Authority  
Dept. of Interior  
February 1945